

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 20.5.23 第 169 回国会第 16 号

5 月 23 日、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 60 号）
児童扶養手当法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 2 名提出、第 168 回国会衆法第 14 号）
・舩添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者西村智奈美君（民主）及び郡 和子君（民主）
に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

杉村 太蔵君（自民）

- ・就業支援の充実により、厳しい状況にある母子家庭の自立を図っていくことが重要と考えているが、厚生労働省はどのような対応をとっているのか。
- ・新卒一括採用という雇用慣行があるが、新卒者に限定せず既卒者も採用するよう企業に要請すべきではないのか。
- ・父親の子育て参加を進める取組は、職場と地域の子育て支援の両面から取り組むべきではないのか。

福岡 資麿君（自民）

- ・児童扶養手当法改正案における児童扶養手当の減額規定の削除は、母子家庭の自立促進という考え方と矛盾するのではないのか。
- ・母子家庭の置かれた状況は未だ厳しく、母子家庭の自立支援の強化に向けて今後政府としてどのように対応していくのか。
- ・児童福祉施設に係る一人当たりの面積や職員配置等の基準については抜本的に見直すべきではないのか。
- ・養育里親については例えば佐賀県では19年度でわずか 6 人でありその拡充が重要であるが、今後政府としてどのような取組を行っていくのか。

古屋 範子君（公明）

- ・多様な保育サービスを利用し、働きたい女性が希望をかなえられる社会にするため、「保育に欠ける」児童を対象とする保育にかかる要件を見直すべきとの提案をしているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・病児・病後児保育をどこでも利用できるよう施設整備していく必要があるが、補助金の水準が低いばかりか、病児を受け入れれば受け入れるほど赤字運営となる仕組みを改める必要があると思うが、政府の見解を伺いたい。
- ・少子化対策の観点からも、育児期の親の仕事と家庭の両立を図っていく必要があり、長時間勤務の抑制に向けた

短時間勤務制度やパパクォータ制の導入等の検討について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

郡 和子君（民主）

- ・我が国においては保育サービスを子育て支援策や少子化対策の一環としているが、欧州のように雇用政策・社会政策の中の枠組みで位置付け、中長期的な視野に立った総合的な施策を講ずべきではないか。
- ・国・地方自治体が責任を持って行う保育は、保育所による集団の保育であるという基本認識を再確認し、家庭的保育事業は単に子育て支援策のメニューのひとつとして位置付けるべきではないか。
- ・小規模住居型児童養育事業については、要保護児童数の要件を柔軟に扱い、児童数の増減によって同事業から外されることがないように対応をするべきではないか。

菊田 真紀子君（民主）

- ・児童福祉施設の老朽化が進んでいることに対して厚生労働省はどのような認識を持ち、対応策を考えているのか。また、障害児の児童福祉施設入所者数が増加しているので、厚生労働省は職員の配置基準を見直す必要があるのではないのか。
- ・里親手当について、厚生労働省は、なぜこれまで毎年1,000円ずつ増額し、平成21年1月から38,000円増額することとしたのか。また、里親手当制度の創設理念及び支給基準の根拠は何か。
- ・家庭的保育については、代替保育が困難であり保育者の負担が重いこと、密室性・孤立性から児童の安全が担保されにくいこと等の課題が指摘されているが、これについて厚生労働省はどのような対応策を考えているのか。
- ・民主党は、なぜこの時期に児童扶養手当法改正案を提出したのか、その概要もあわせて説明して欲しい。

西 村 智奈美君（民主）

- ・児童扶養手当の一部支給停止措置の適用除外申請方法では、就業意欲の有無について正確に把握することは困難ではないか。
- ・母子家庭に対する就業支援については、研修を行うことは勿論、その先の就業確保の支援が必要ではないか。
- ・家庭的保育者については、創設時の「保育需要の増に対する応急措置」を今回「保育所保育の補完」とすることで位置付けが変わるのか、厚生労働省の見解をお聞きしたい。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・児童扶養手当の一部支給停止措置について、支給開始後5年経過した場合に自動的に削減されるものではないことを周知徹底すべきではないか。
- ・保育サービスは国等の公的部門が責任を持って提供するものであることを明言して欲しい。
- ・家庭的保育によって保育所保育を代替することがあってはならないと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

保 坂 展 人君（社民）

- ・児童虐待防止法の制定により保護される児童は増加したが、それに対応だけの社会的体制が整っていないのではないか。特に児童養護施設の最低基準は見直す必要があるのではないか。
- ・被虐待児童の親子分離や再統合に当たって家庭裁判所が関与する仕組みを導入すべきではないか。
- ・里親制度や小規模住居型児童養育事業について、里親等がバーンアウトしないよう支援策を整備するとともにNPO法人が運営できるようにすべきではないか。